（令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由）

第五十八条　令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一・二　略］

三　月の途中において特定地域型保育（居宅訪問型保育（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第三十七条第一号に掲げる保育に係るものに限る。）に限る。）を受けることができない日数が一月当たり五日を超えること

四　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由）

第五十八条　令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一・二　同上］

三　月の途中において特定地域型保育（居宅訪問型保育（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第三十七条第一号に掲げる保育に係るものに限る。）に限る。）を受けることができない日数が一月当たり五日を超えること

四　［同上］

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第六十八号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部の施行に伴い、及び貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十五第一項第一号の規定に基づき、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十月一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（個人信用情報に含まれる事項） **第三十条の十三**　法第四十一条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。 ［一～六　略］ 七　加入貸金業者が、本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、法務省、農林水産省、令第一号）第六条第一項第二号に規定する旅券等、在留カード、特別永住者証明書又は同令第七条第一号ハに掲げる書類のうち介護保険の被保険者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の提示を受ける方法により本人確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項第一号に規定する本人特定事項の確認をいう。）を行つた場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号	（個人信用情報に含まれる事項） **第三十条の十三**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　加入貸金業者が、本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、法務省、農林水産省、令第一号）第六条第一項第二号に規定する旅券等、在留カード、特別永住者証明書又は同令第七条第一号ハに掲げる書類のうち、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証若しくは私立学校教職員共済制度の加入者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の提示を受ける方法により本人確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項第一号に規定する本人特定事項の確認をいう。）を行つた場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号
八　［略］	八　［同上］
2　［略］	2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

府令・省令

附　則

この府令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

○内閣府・財務省令第四号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の三第一項第八号イの規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十月一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

財務大臣　麻生　太郎

沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令

沖縄振興開発金融公庫法施行規則（昭和四十七年総理府・大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第